

随意契約理由書

1 案件名称

都市整備局所管用地不動産鑑定業務（平野区）
（平野区1件：長吉出戸七丁目 2075 番）

2 契約の相手方

有限会社 太洋不動産鑑定

3 随意契約理由

不動産鑑定の報酬については、中央用地対策連絡協議会で定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」により、鑑定評価の対象となる不動産の種類等によって決定される。

また、不動産鑑定評価においては、鑑定評価する地域の取引事例等に精通するとともに、取引事例等の情報を迅速に収集するため、専門分野の知識に加え、より豊富な知識と経験を有し、迅速かつ的確な評価を行える能力が求められる。

上記の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、本業務の性質上、競争入札に適さないので、「都市整備局不動産鑑定業者選定委員会設置要綱」により設置された不動産鑑定業者選定委員会において、鑑定評価地の種類、鑑定実績、取引事例等の情報収集能力、特定の業者に片寄ることがないことなどを配慮して選定し、上記の契約相手方と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局市街地整備部区画整理課清算担当（電話番号 06-6208-9429）